

こども未来局

資 料 編

I こども未来局の沿革

年月日	沿革	組織の変遷等
令 2. 4. 1	大明丘第三、清水第四、東昌、中山第六児童クラブ開設 すこやか子育て交流館子育て支援員を2名増 子育て世代包括支援センター2か所（中央・南部） の母子保健支援員を各1名追加で配置 子育て世代包括支援センター5か所に発達支援専門員を7名配置	機構改革 こども未来局新設 健康福祉局所管からこども未来局所管となる こども政策課 保育幼稚園課 母子保健課 こども福祉課 こども支援室を新設 保育幼稚園課の総務係と施設係を再編し、 企画係、給付指導係、利用調整係を設置
5. 1	春山第四児童クラブ開設	
3. 4. 1	武岡第四、広木第三、八幡第三、和田第四、和田第五、福平第四児童クラブ開設	
5. 1	桜丘東第三児童クラブ開設	
6. 1	原良第四児童クラブ開設	
4. 4. 1	草牟田第四、西紫原第四、伊敷第三、西伊敷第三児童クラブ開設	こども支援室を廃止し、こども家庭支援センターを新設し、企画係、相談支援係を設置 待機児童緊急対策室を新設 保育幼稚園課に幼保運営担当課長を配置
4.10. 4		
5. 4. 1	福平第五児童クラブ開設	
5.12. 1	原良第五児童クラブ開設	
6. 4. 1		谷山子育て支援課を新設 児童相談所準備室を新設 こども家庭支援センターの企画係、相談支援係を廃止

II こども未来局関係施設一覧 (令和6年4月1日現在)

【児童福祉関係】

- 1 助産施設 (児童福祉法第36条) (2施設)
- 2 乳児院 (児童福祉法第37条) (2施設)
- 3 保育所 (児童福祉法第39条) (125施設)
- 4 小規模保育事業 (児童福祉法第6条の3) (11施設)
- 5 認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項) (64施設)
- 6 へき地保育所 (国のへき地保育所設置要綱) (1施設)
- 7 児童厚生施設 児童館 (児童福祉法第40条) (3施設)
- 8 児童養護施設 (児童福祉法第41条) (5施設)
- 9 児童心理治療施設 (児童福祉法第43条の2) (1施設)
- 10 母子福祉センター (母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条) (1施設)
- 11 女性自立支援施設 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条) (1施設)
- 12 児童クラブ (放課後児童健全育成事業・放課後児童健全育成補助事業・児童福祉法第34条の8) (218施設)
- 13 子育て支援施設 (5施設)
- 14 ファミリー・サポート・センター (1施設)
- 15 結婚相談所 (1施設)
- 16 幼稚園 (学校教育法第22条) (23施設)
- 17 保健福祉関係団体施設及び相談所 (5施設)
- 18 保育所・幼稚園関係団体 (2団体)